

参考資料1-1

ねんきん事業機構法案の概要

I. 組織

- 厚生労働省に、政府管掌年金事業（厚生年金保険事業及び国民年金事業）の運営を目的とする特別の機関として、「ねんきん事業機構」を設置する。
- 「ねんきん事業機構」の長は、「代表執行責任者」とする。
- 「ねんきん事業機構」の地方組織として、「地方年金局」（地方ブロック機関）及び「年金事務所」（第一線機関）を設置する。
- 「ねんきん事業機構」の職員（年金運営会議の委員等を除く。）は、代表執行責任者が任免する。

II. 事業運営

1. 事業運営の基本理念

- 「ねんきん事業機構」は、その事業運営に当たり、国民の意見を反映しつつ、サービスの質の向上を図るとともに、事務処理の効率化並びに事務運営の公正性及び透明性の確保に努めなければならないこと等を定める。

2. 職員の服務

- 「ねんきん事業機構」の職員は、保険料により運営される政府管掌年金事業の意義を自覚し、強い責任感を持って、誠実かつ公正に職務を遂行する旨の服務の宣誓を行うものとする。

3. 年金運営会議

- 代表執行責任者が事業運営に関する重要事項について決定しようとするときは、「年金運営会議」の議を経なければならないこととする。
- 「年金運営会議」は、代表執行責任者及び委員4名以内をもって組織する。
- 「年金運営会議」の委員は、過去に厚生労働省の常勤の職員となったことがない者であって、政府管掌年金、経営管理、債権の管理・徴収、サービスの改善又は情報システムに関し優れた識見を有する外部専門家のうちから厚生労働大臣が任命する。

○「年金運営会議」の委員のうち、1人は常勤（任期3年）とし、その他の委員は非常勤（任期5年）とする。

○代表執行責任者は、年金運営会議の終了後、速やかに、会議の議事概要を作成し、公表しなければならないこととする。

4．特別監査官

○「ねんきん事業機構」に「特別監査官」を置き、会計監査及び業務監査（個人情報管理監査を含む。）を行わせるものとする。

○「特別監査官」は、過去に厚生労働省の常勤の職員となることがない者であって、財務管理及び経営管理に関し優れた識見を有する外部専門家のうちから厚生労働大臣が命ずる。

○「特別監査官」は、監査を行った場合、監査報告書を作成し、代表執行責任者に提出する。代表執行責任者は、監査報告書を年金運営会議に報告し、公表するものとする。

○「特別監査官」は、年金運営会議に出席し、意見を述べることができるとともに、代表執行責任者に対し、年金運営会議の招集を求めることができる。

5．被保険者等の意見の反映

○代表執行責任者は、事業運営の基本理念を踏まえ、被保険者、事業主、受給権者等の意見を事業運営に反映させるために必要な措置を講じなければならないものとする。

6．目標及び実績評価

○厚生労働大臣は、毎年度、「ねんきん事業機構」の達成目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表するものとする。

7．年金個人情報の利用及び提供の制限

○年金個人情報については、政府管掌年金事業の実施並びに全国健康保険協会による健康保険事業に関する事務、介護保険料等の特別徴収、他制度との併給調整等の事務を遂行する場合以外には、利用又は提供できないものとする。

8．年金委員

○厚生労働大臣は、政府管掌年金事業に関する国民の理解を高めるための啓発を行い、被保険者等からの相談に応じる等の活動を行う年金委員を委嘱する。

Ⅲ. 経過措置及び検討規定

- 政府は、法律の施行状況、国民年金保険料の納付状況、業務の効率化及び改善状況等を勘案して、必要があると認めるときは、「ねんきん事業機構」の組織・事業運営の在り方等について検討し、その結果に基づき必要な措置を講じるものとする。
- 「ねんきん事業機構」は、船員保険事業について、行政改革推進法の規定に基づく措置（平成18年度末を目途に検討し、その結論に基づき、平成22年度までを目途に一般制度に統合する）が講じられるまでの間、その事務を行うものとする。
- 厚生労働大臣は、法律の施行日前においても、この法律の施行に必要な準備行為をすることができるものとする。

Ⅳ. 関係法律の一部改正

- 厚生労働省設置法から「社会保険庁」を削除する。
- 保険医療機関等に対する指導・監査等、社会保険診療報酬支払基金（各都道府県支部）に対する指導監督及び審査請求事件に関する社会保険審査官の事務は、地方厚生局において実施するものとする。
- 地方社会保険事務局及び社会保険事務所の職員によって組織される共済組合（社会保険職員共済組合）を廃止し、厚生労働省共済組合へ統合する。
- 以上のほか、厚生労働省設置法、厚生年金保険法、国民年金法等に関し、ねんきん事業機構の設置に伴う所要の改正を行う。

Ⅴ. 施行期日

平成20年10月1日（一部を除く。）